



鹿屋市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定支援業務

介護サービス事業所調査報告書

令和5年6月

(株) くまもと健康支援研究所

～ 目 次 ～

第1章 調査の概要	1
第1節 調査の概要	3
1 調査目的.....	3
2 調査対象.....	3
3 調査期間.....	3
4 調査方法.....	3
5 配布・回収状況.....	3
6 調査分析結果利用上の注意	3
7 調査対象事業所のサービス種別	4
8 調査対象事業所の所在地.....	5
第2章 調査結果の総括	7
第1節 調査結果の総括	9
1 調査結果から見えてくる現状のまとめ	9
第3章 調査結果.....	11
第1節 従業者の確保状況等について	13
1 従業者の職種別過不足状況と職種別の人員基準充足状況.....	13
2 事業所の従業者数	14
3 事業所全体の従業者過不足状況	15
4 従業者が不足している理由	15
5 令和4年度の退職者数の年代別人数.....	16
6 従業員確保のために、行政に期待すること	17
7 外国籍労働者の有無.....	18
8 受入方法別にみる外国籍労働者の人数	19
9 介護助手の活用について.....	20
10 職場体験やインターンの受入れについて	20
第2節 地域との連携を図るための取組について.....	21
1 地域との連携のため取組んでいるもの、今後取り組みたいもの	21
2 地域との連携を進めるための必要な取組み	22

第 1 章 調査の概要

第1節 調査の概要

1 調査目的

令和6年度から令和8年度を実施期間とする「鹿屋市第9期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」策定の基礎資料とすることを目的として、市内の介護保険事業所に対し、事業所の運営状況やサービス提供状況についてアンケート調査を実施しました。

2 調査対象

鹿屋市内の介護保険事業所

3 調査期間

令和5年5月10日から令和5年5月31日まで

4 調査方法

郵送による配布・回収

5 配布・回収状況

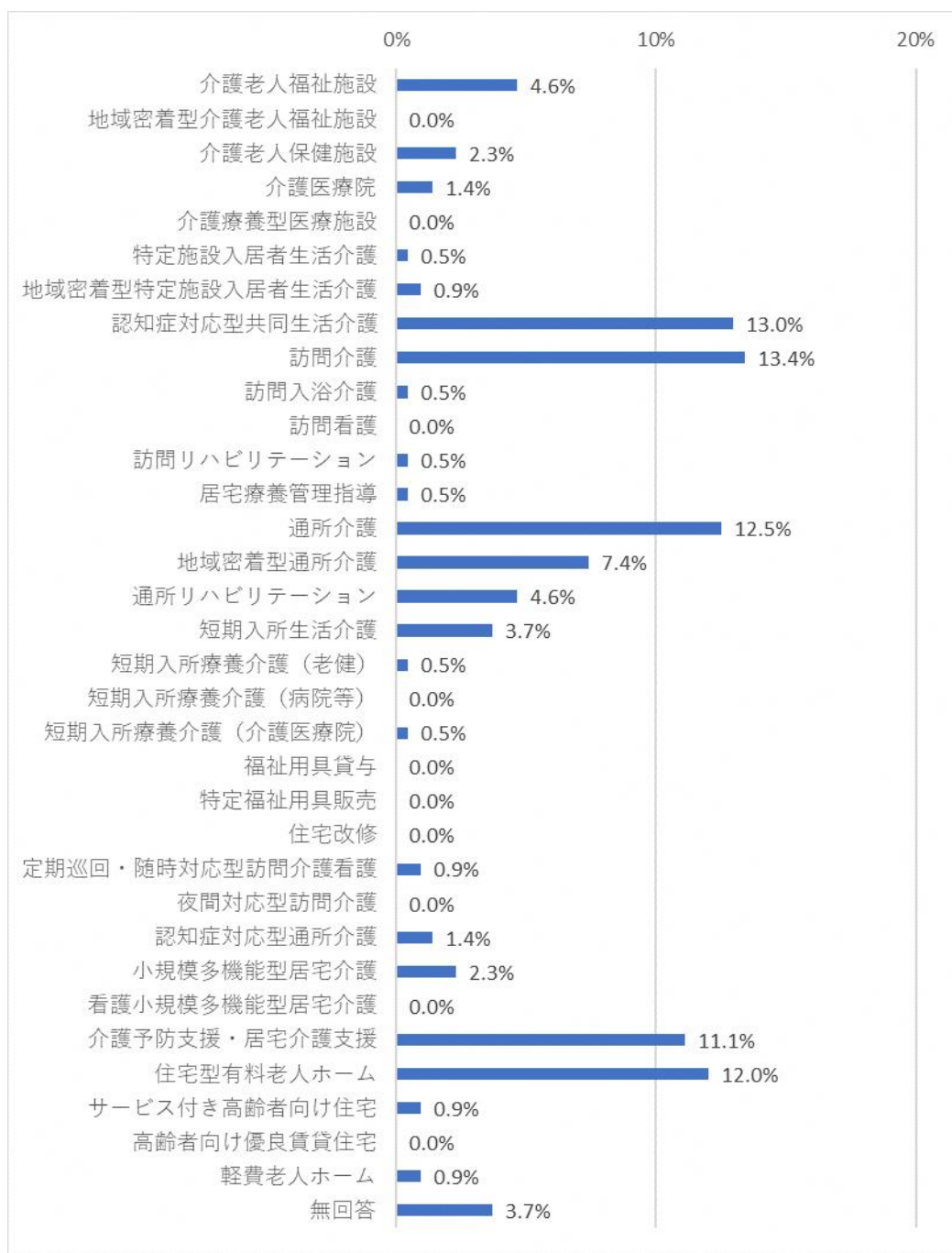
対象	配布数	有効回答数	有効回答率
鹿屋市内の介護サービス事業所	272	216	79.4

6 調査分析結果利用上の注意

- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- 本市では、令和元年度にも「久留米市介護サービス事業所調査」を実施しており、今回可能な設問については、必要に応じて比較を行っています。

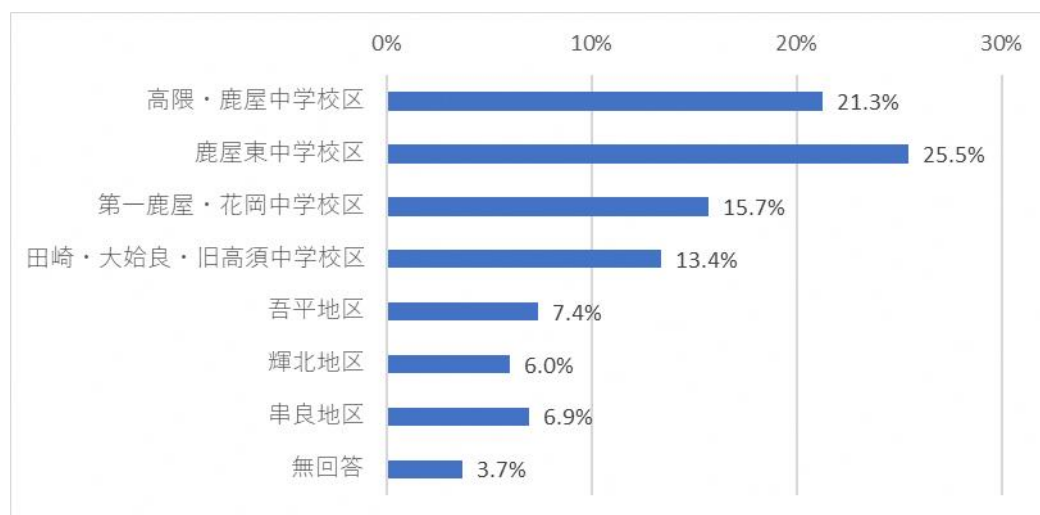
7 調査対象事業所のサービス種別

調査対象事業所のサービス種別について、「訪問介護」の割合が13.4%と最も高く、次いで「認知症対応型共同生活介護」が13.0%、「通所介護」が12.5%となっています。



8 調査対象事業所の所在地

調査対象の事業所の所在地について、「鹿屋東中学校区」が25.5%と最も高く、次いで「高隈・鹿屋中学校区」が21.3%、「第一鹿屋・花岡中学校区」が15.7%となっています。



第2章 調査結果の総括

第1節 調査結果の総括

1 調査結果から見えてくる現状のまとめ

(1) 従業者確保の状況について

- 職種別の従業員の過不足状況は、訪問介護員や支援相談員が不足しているとの回答が多く、訪問介護員については約7割の事業所で不足していると回答しており、人材の確保や配置に苦慮していることがうかがえます。
- 事業所全体での従業員の過不足状況では、従業員が“不足している”と回答した割合の合計が6割（60.7%）となっています。
- 従業員が不足している理由では、「採用が困難である」の割合が84.7%で最も高くなっています。これに続き、「離職率が高い（定着率が低い）」（22.1%）が続いており、人材確保や職場定着が困難であると回答している事業所が多くなっています。
- 外国籍労働者について、受け入れを行っている事業所は少ない状況ですが、「在留資格「特定技能1号」や「技能実習生」での受け入れが多くなっています。
- 介護助手の活用について、導入している事業所数は2割程度と導入している事業所は少なくなっています。

事業所での従業員の過不足状況をみると、訪問介護員や支援相談員が不足している状況にあります。従業者が不足している理由では、採用が困難であるとの理由が多く、職場への定着状況が低い原因である、賃金の低さ、仕事のきつさなどから就労希望者が少ない状況がうかがえ、介護従事者不足の進行が懸念されます。

こうした状況を改善するため、行政に期待することとして、申請書などの手続きの簡素化や、就職相談会などの従業者確保の機会提供が挙げられており、介護人材の不足を改善するためには、こうした取り組みへの支援を進めていく必要があります。

介護人材の不足に対する改善策として、外国籍労働者の活用が考えられます。現在、外国籍労働者を雇用している事業所はわずかですが、今後具体化するにあたっては、受入方法など制度上の問題と合わせ、コミュニケーションや生活習慣の違いなどによる壁をどのように解消していくか、検討を進める必要があります。

もう一つの改善策として、介護助手の活用が考えられます。外国籍労働者同様、現在介護助手を雇用している事業所はわずかですが、実際に予定はないものの、活用する考えがあると回答した事業所は、特に施設・居住系サービスで5割超（57.0%）を占め、実際に「活用する予定がある」は1割程度（10.8%）を占めています。介護助手の活用については、業務の軽減や労働力の確保ができ、業務の見直しができるという期待もある反面、介護職員との業務の切り分けの難しさや、資格がないことへの不安もあげられています。

(2) 地域との連携を図るための取組

- 地域との連携を図るために取り組んでいるものとしては、「利用者以外の地域住民からの介護や福祉に関する相談対応」(52.8%)、「学生の職場体験等の受け入れ」(48.6%)が多くなっています。一方、今後取組みたいものとしては、「介護教室等の開催」(36.1%)「地域行事等への利用者の参加」、「地域との災害時等の避難訓練・避難体制づくり」(35.2%)が高くなっています。
- 地域との連携を図るための必要な取組みとしては、「事業所・事業内容の市民への周知」(58.8%)、「事業所に対する地域の情報提供」(52.8%)、「地域住民への認知症に関する啓発」(41.7%)の割合が高くなっています。

地域との連携を図るために取り組んでいるものとしては、地域住民からの介護や福祉に関する対応や学生の職場体験等の受け入れなど様々ですが、検討中の取組みとしては、地域との災害時等の避難訓練・避難体制づくりが挙げられており、近年、自然災害が多発する状況の中で、サービス利用者の避難体制の構築への関心が高まっているようです。

今後は、介護サービス事業者も地域の一員として、住民や公的機関と連携しながら、地域ぐるみで災害時避難体制の整備を進める必要があります、そのためのマンパワーや、各関係機関との連携・調整を図るための支援・協力についても、検討していく必要があります。

(3) まとめ

現在、第9期介護保険事業計画策定に向けた国の議論の中では、2040年に以下のような状況になると予測されています。

- ①85歳以上人口が、現在の約620万人から約1,024万人に増加
- ②生産年齢人口が、現在の約7,400万人から約6,000万人に減少
- ③介護職員は、現在の211万人から280万人が必要になる

このような国の状況は、まさに本市も同じように直面する課題となっていますが、そういった状況の中、従事者の確保については、現在の資格者をよりよい待遇や職場環境で迎えることが中心で、外国籍労働者や介護助手といった新たな人材に目を向ける事業所は少ない状況となっています。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域と様々な関係機関の連携が求められる中で、介護サービス事業者も地域の一員として、住民や公的機関と連携しながら、地域ぐるみで災害時避難体制の整備を進める必要があります、そのためのマンパワーや、各関係機関との連携・調整を図るための支援・協力についても、検討していく必要があります。

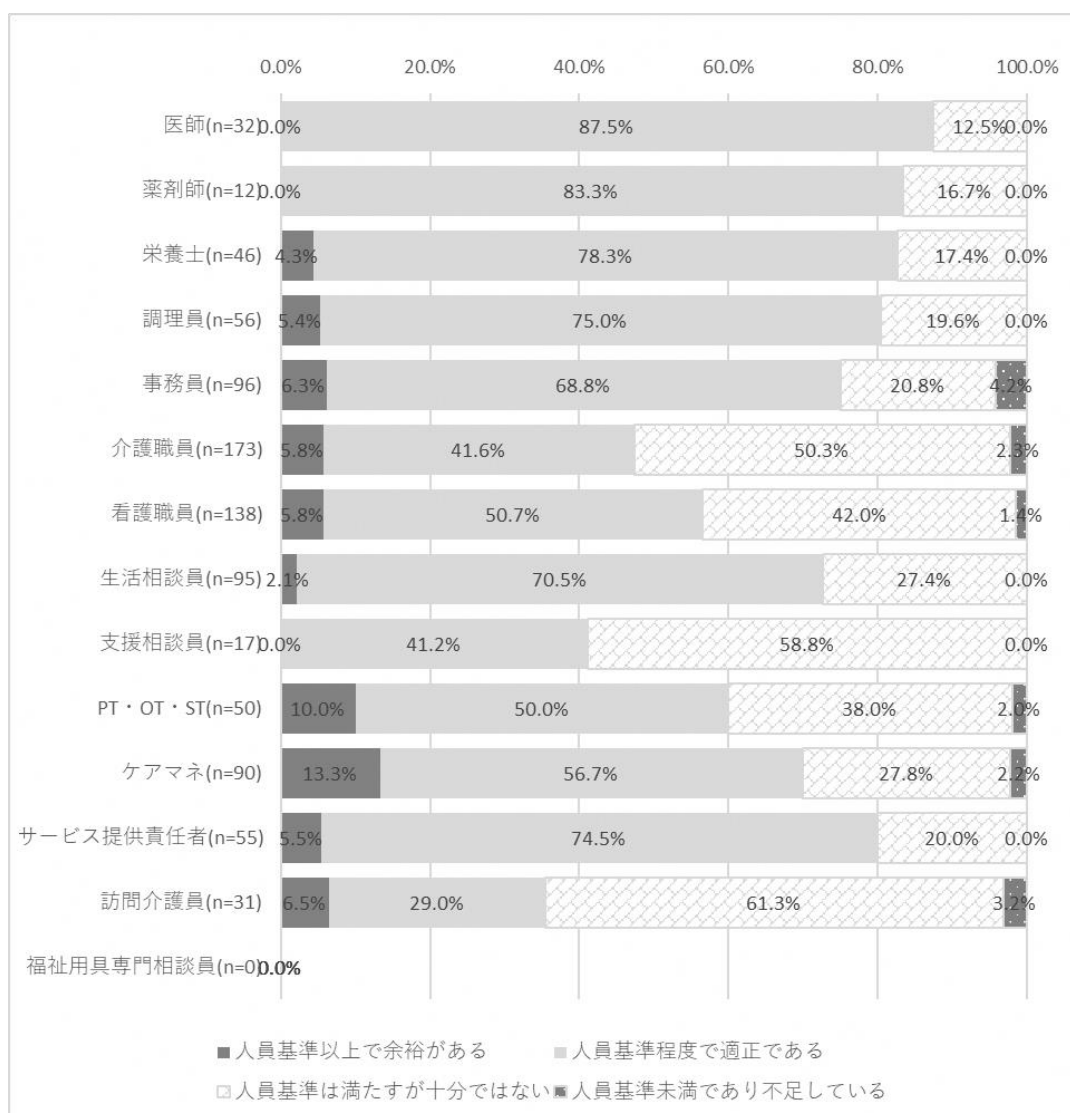
第3章 調査結果

第1節 従業者の確保状況等について

1 従業者の職種別過不足状況と職種別の人員基準充足状況

従業員の職種別過不足状況について、訪問介護員が「人員基準は満たすが十分ではない」、「人員基準未滿であり不足している」と、いずれか従業員が不足と回答している事業所の合計の割合が64.5%であり、「人員基準以上で余裕がある」、「人員基準程度で適正である」と回答した割合の合計29.0%を大きく上回っています。次いで、支援相談員が「人員基準は満たすが十分ではない」と回答している事業所の合計の割合が58.8%であり、「人員基準以上で余裕がある」、「人員基準程度で適正である」と回答した割合の合計を17.6%上回っています。

職種別人員基準充足状況（「当該職種はいない」とした回答を除いて作表）



2 事業所の従業員数

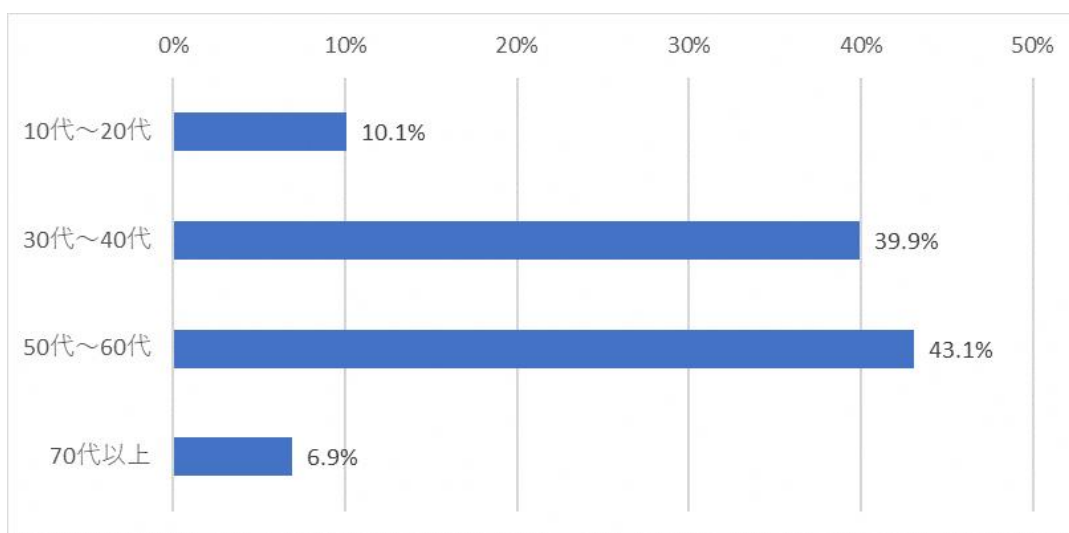
調査回収できた 216 事業所 (79.4%) に勤務する従業員数は、全体で 3,102 人となっています。

事業所の従業員数を年代別にみると、「10代～20代」で 10.1%、「30代～40代」で 39.9%、「50代～60代」で 43.1%、「70代以上」で 6.9%となっており、「50代～60代」の従業員数が最も多く、「10代～20代」の若年層の従業員数が低くなっています。

従業員数と年代別割合

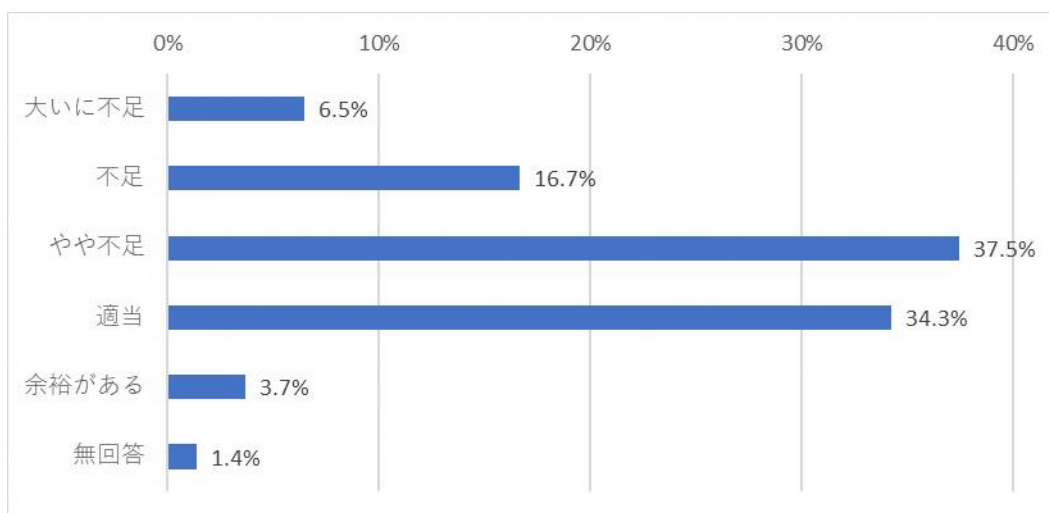
項目	回答数	割合
10代～20代	313	10.1%
30代～40代	1,239	39.9%
50代～60代	1,336	43.1%
70代以上	214	6.9%
合計	3,102	100.0%

従業員数の年代別割合（全体）



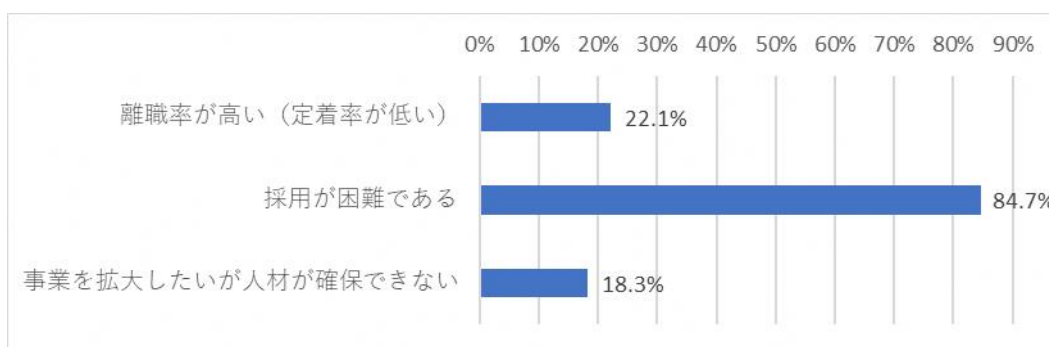
3 事業所全体の従業者過不足状況

事業所全体の従業者過不足状況では、「やや不足」の割合が 37.5%で最も高く、次いで「適当」が 34.3%、「不足」が 16.7%となっています。



4 従業者が不足している理由

従業者が不足している理由として、「採用が困難である」の割合が 84.7%で最も高く、次いで「離職率が高い（定着率が低い）」が 22.1%、「事業を拡大したいが人材が確保できない」が 18.3%となっています。

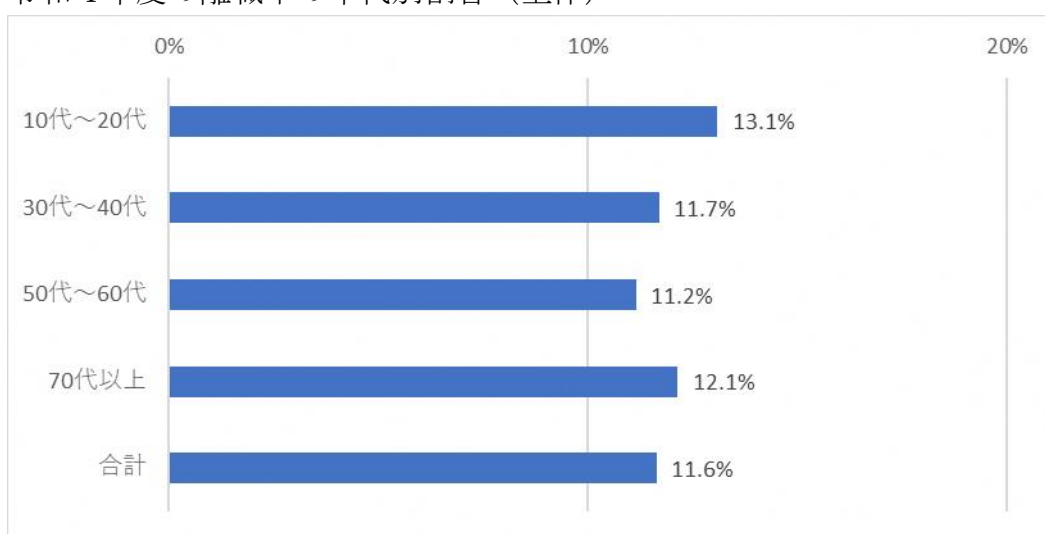


5 令和4年度の退職者数の年代別人数

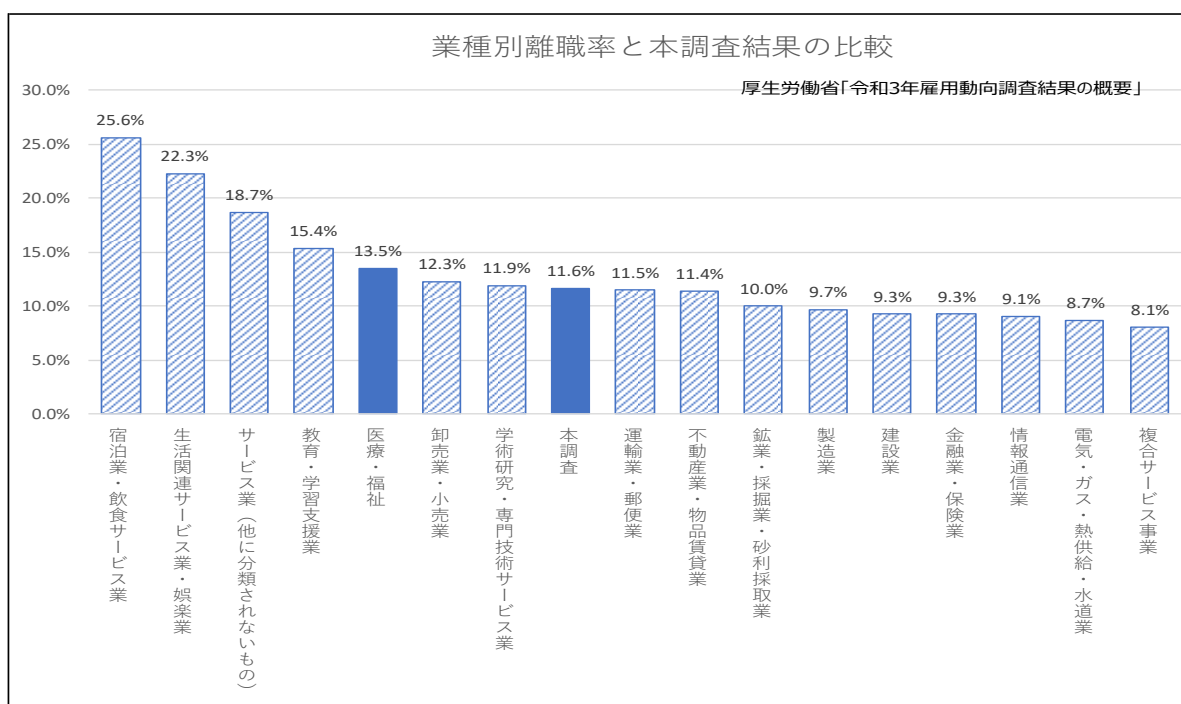
事業所の令和4年度の退職者数の割合を年代別にみると、「10代～20代」で13.1%、「30～40代」で11.7%、「50～60代」で11.2%、「70代以上」で12.1%となっており、「10代～20代」の若年層での離職率が高くなっています。

なお、厚生労働省が公表している業種別離職率と比較すると、医療・福祉分野の全国平均13.5%に対し、本市の介護サービス事業所に勤務する方の離職率は、11.6%と若干低くなっています。

令和4年度の離職率の年代別割合（全体）

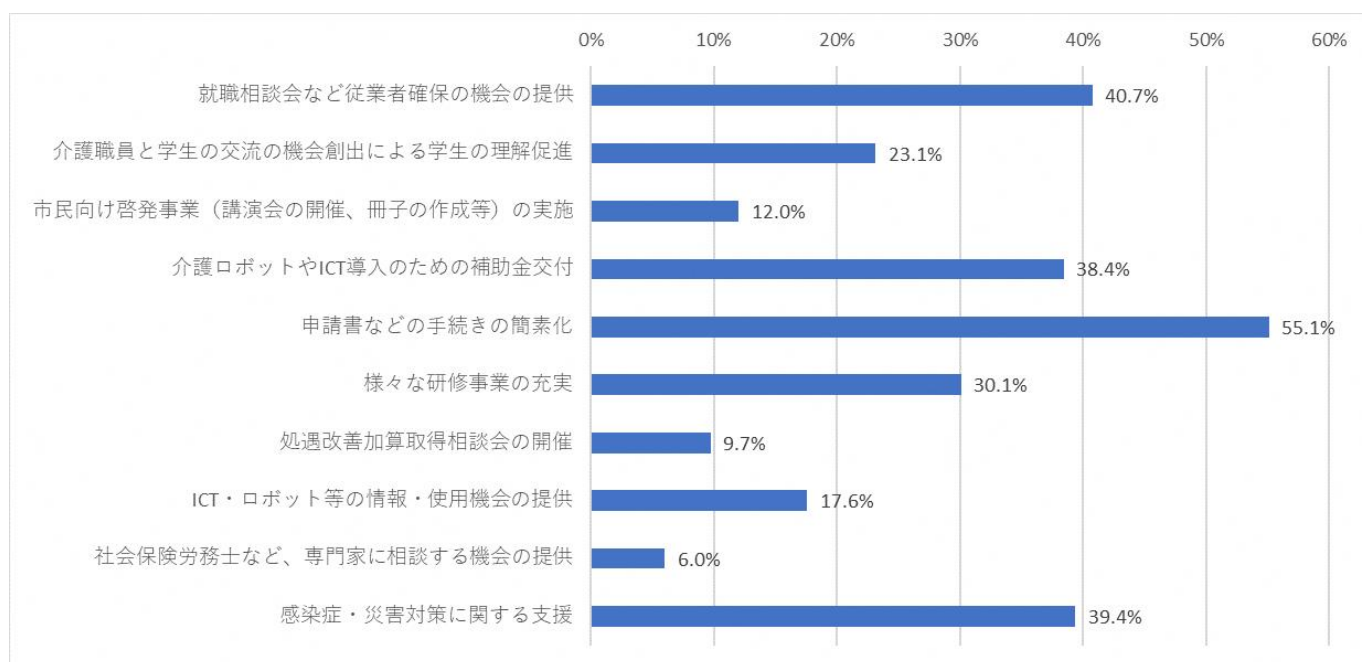


（参考）業種別離職率と本調査結果の比較



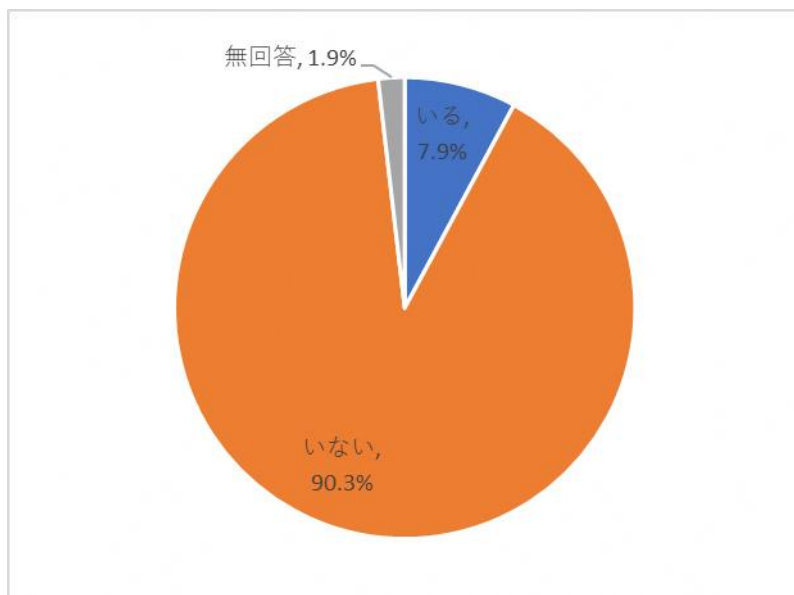
6 従業員確保のために、行政に期待すること

従業員確保のために行政に期待することについて、「申請書などの手続きの簡素化」の割合が55.1%で最も高く、次いで「就職相談会など従業員確保の機会の提供」が40.7%、「感染症・災害対策に関する支援」が39.4%となっています。



7 外国籍労働者の有無

外国籍労働者の有無について、「いない」の割合が90.3%と最も高く、「いる」の割合は7.9%となっています。

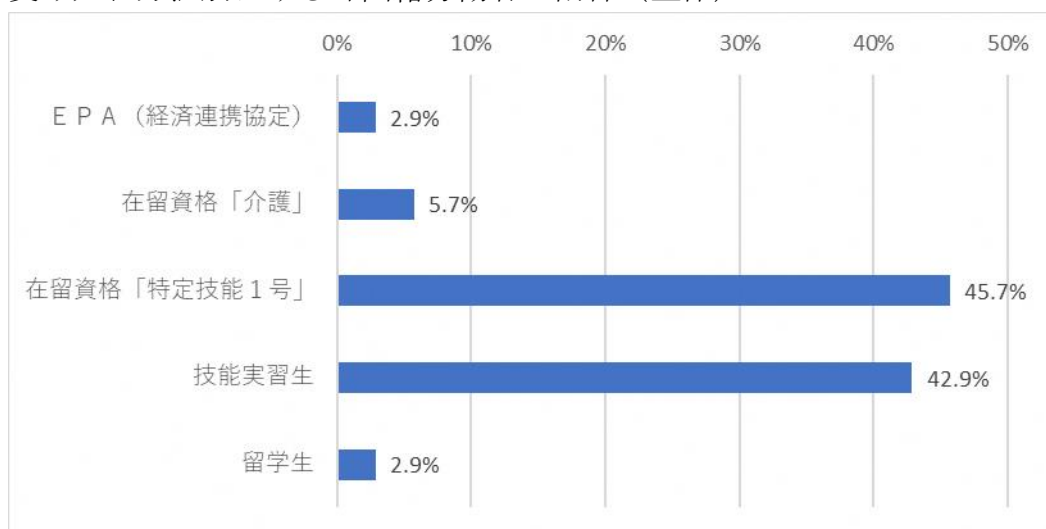


8 受入方法別にみる外国籍労働者の人数

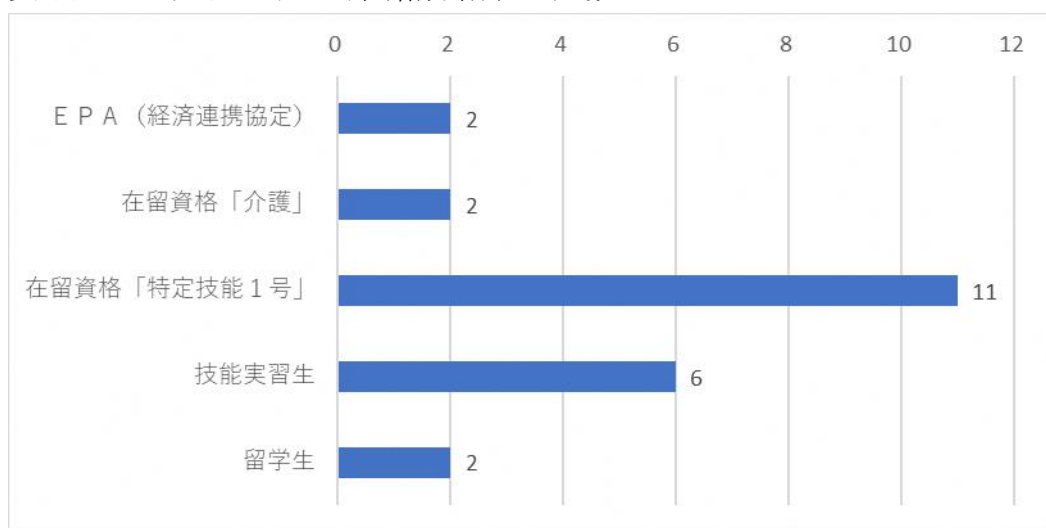
外国籍労働者の割合を受入方法別にみると、「在留資格「特定技能1号」」で45.7%が最も高く、次いで「技能実習生」が42.9%、「在留資格「介護」」が5.7%となっています。

また、外国籍労働者の人数を受入方法別にみると「EPA（経済連携協定）」が2人、「在留資格「介護」」が2人、「在留資格「特定技能1号」」が11人、「技能実習生」が6人、「留学生」が2人となっています。

受け入れ方法別にみる外国籍労働者の割合（全体）

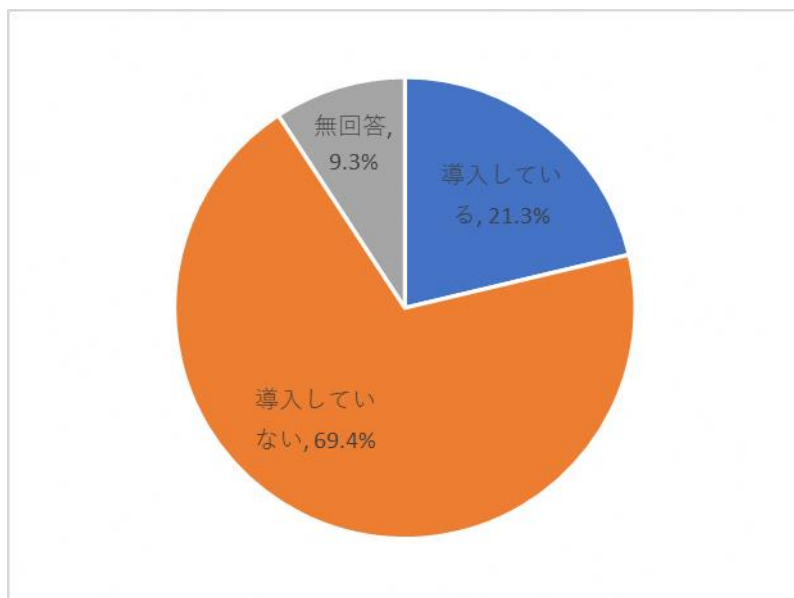


受け入れ方法別にみる外国籍労働者の人数



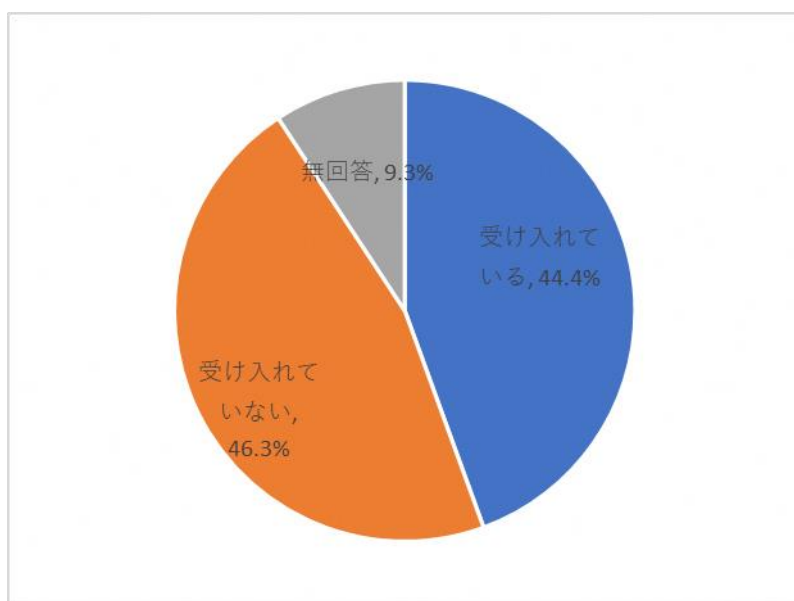
9 介護助手の活用について

介護助手の活用について、「介護助手を導入していない」の割合が69.4%、「介護助手を導入している」の割合が21.3%となっています。



10 職場体験やインターンの受入れについて

職場体験やインターンの受入れの有無について、「受け入れていない」の割合が46.3%、「受け入れている」の割合が44.4%となっています。

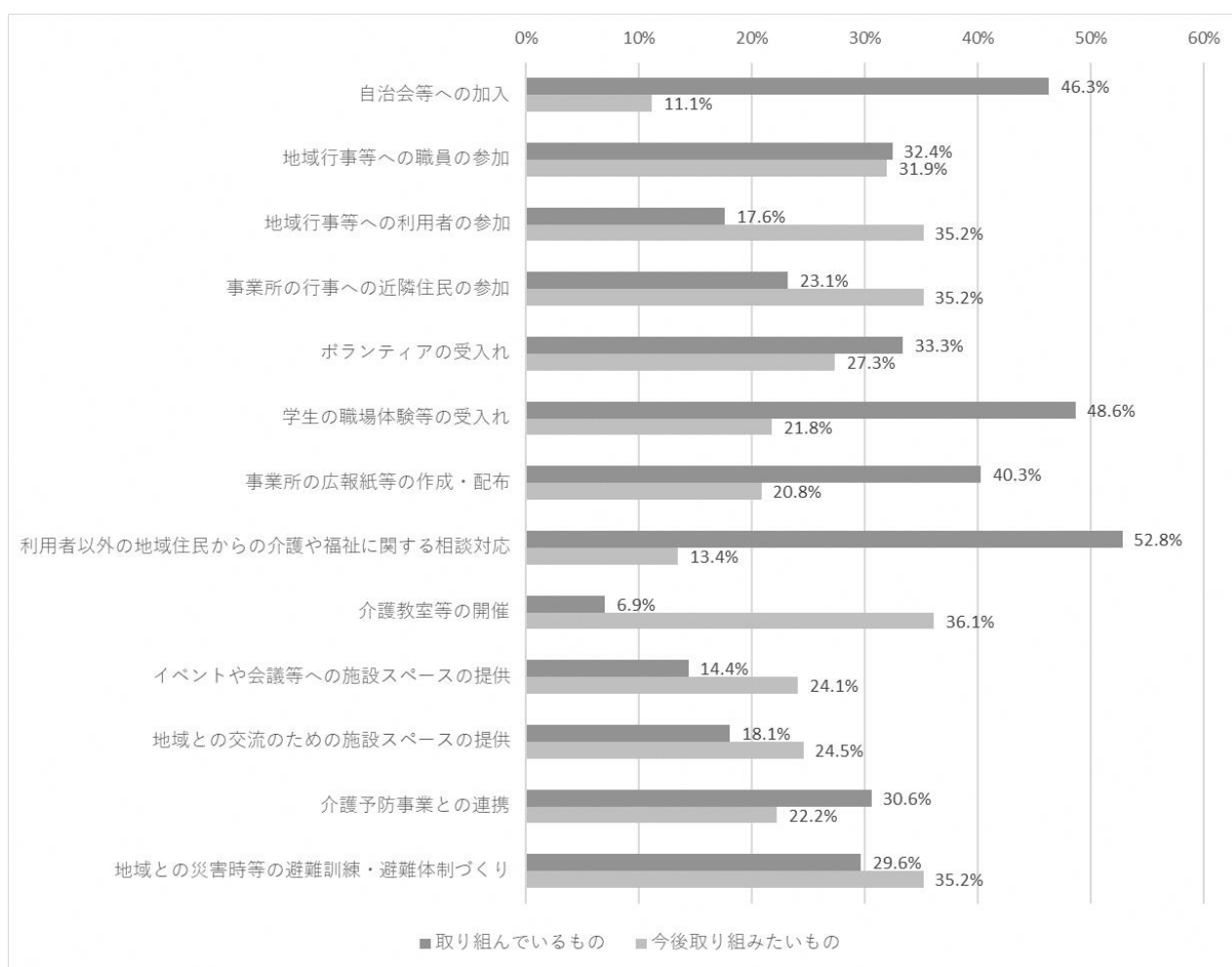


第2節 地域との連携を図るための取組について

1 地域との連携のため取組んでいるもの、今後取り組みたいもの

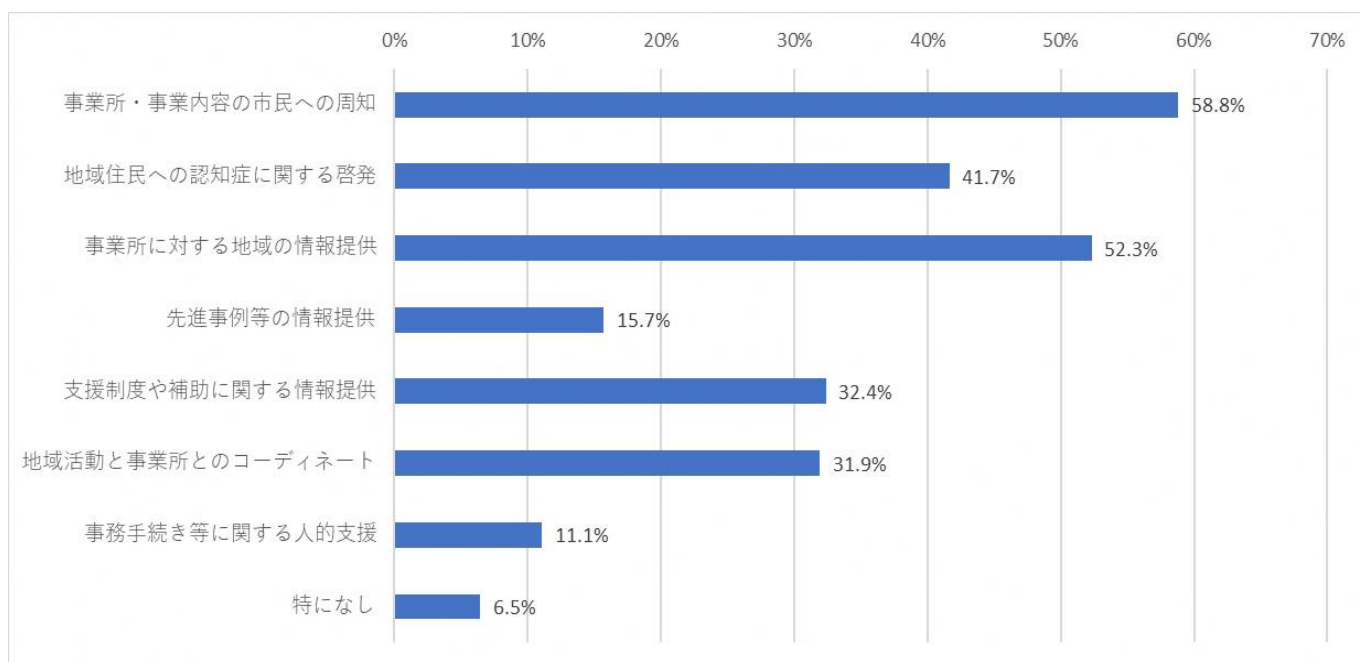
地域との連携のため取組んでいるものについて、「利用者以外の地域住民からの介護や福祉に関する相談対応」の割合が52.8%、次いで「学生の職場体験等の受け入れ」が48.6%、「自治会等への加入」が46.3%となっています。

また、地域との連携のため今後取り組みたいものについて、「介護教室等の開催」が36.1%と最も高く、次いで「地域行事等への利用者の参加」、「事業所の行事への近隣住民の参加」、「地域との災害時等の避難訓練・避難体制づくり」が35.2%となっています。



2 地域との連携を進めるための必要な取組み

地域との連携を進めるための必要な取組みについて、「事業所・事業内容の市民への周知」の割合が58.8%で最も高く、次いで「事業所に対する地域の情報提供」が52.3%、「地域住民への認知症に関する啓発」が41.7%となっています。



令和5年度鹿屋市介護給付等データ分析及び保険者支援業務

介護サービス事業所調査報告書

- 発行 鹿屋市保健福祉部高齢福祉課
〒893-8501
鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号
T E L 0994-43-2111
F A X 0994-42-2001